

# In brief

## A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

**pwc**

23 December 2014

### IASBがIAS第1号「財務諸表の表示」に対する狭い範囲の修正を公表

#### 論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年12月、重要性と集約、小計の表示、財務諸表の構成および会計方針の開示に関する国際会計基準 (IAS) 第1号のガイダンスを明確化するための修正を公表しました。本修正は、財務諸表における開示の改善を目的とした、IASBの開示に関する取組み (開示イニシアティブ) の一環です。本修正は2016年1月1日以後開始する事業年度に適用されます。

#### 影響

重要な変更事項の概要は以下のとおりです。

#### 重要性

企業は、例えば異なる特徴を持つ項目を集約したり重要性に乏しい詳細を大量に開示したりするなど、有用な情報を不明瞭にするような形で集約または分解してはなりません。

本修正は、経営者がある項目の重要性を決定する際に、関連する基準で規定されている特定の開示のどれを表示すべきか、財政状態または財務業績への影響を理解するための追加の情報が必要かどうかについて評価することを要求しています。

#### 分解および小計

本修正は、IAS第1号第54項 (財政状態計算書) および第82項 (純損益) に規定されている項目の一部を分解する必要性が生じる可能性があることを明確化しています。このような分解は、企業の財政状態または財務業績の理解において目的適合性がある場合に要求されます。

本修正は、財政状態計算書または純損益およびその他の包括利益計算書における追加的な小計を扱っており、どのような追加的な小計が許容され、それらをどのように表示するかについてのガイダンスを提供しています。修正ガイダンスは、例えば、営業利益あるいは利息および税金考慮前利益などの、国際財務報告基準 (IFRS) では具体的に要求されていない一般的な小計を扱っています。追加的な小計は以下を満たさなければなりません。

- IFRSに基づき認識および測定される項目で構成されている
- 小計の構成要素が理解可能な表示および名称となっている
- 期間を通じて首尾一貫している
- IAS第1号で規定されている小計および合計よりも目立つように表示されていない

本修正は、純損益およびその他の包括利益計算書における追加的な小計を、IAS第1号で要求される小計や合計に調整することを要求しています。

## 注記

経営者は、注記の順序の決定にあたっては、財務諸表の理解可能性や比較可能性を考慮しなければなりません。企業は、財務諸表の注記を特定の順序で表示することは要求されません。例えば、企業は、より重要な注記を最初に表示したり、関連する分野を続けて表示したりする場合があります。IAS第1号で許容されているこのような柔軟性により、経営者は、自社の状況に合わせた財務諸表の表示を行うことが可能になります。

## 会計方針の開示

本修正は、IAS第1号から有用でない設例を削除することにより、重要な会計方針を識別する方法を明確化しています。

## 持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益

本修正は、持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の持分相当額について、その後に純損益に振り替えられるか否かに基づきグループ分けすることを要求しています。また、各グループを、その他の包括利益計算書において単一の表示項目として表示しなければなりません。

## 適用日および経過措置

本修正は、2016年1月1日以降開始する事業年度に適用されます。経過措置では、IAS第8号第28項-30項における開示、すなわち、新しい基準／会計方針の適用に関する開示は要求されないとしています。早期適用は許容されます。

## 考察

本修正はIFRSに基づき財務諸表を作成するすべての企業に影響を与えます。本修正は特定の変更を要求するものではありません。しかし、財務諸表の表示に関する問題のいくつかを明確化するとともに、財務諸表作成者が、自社の状況や財務諸表利用者のニーズに合わせて財務諸表の形式や表示方法を調整することが可能であるということを強調するものです。

財務諸表作成者は、こうしたガイダンスの明確化に照らして自社の財務諸表を検討し、開示の明確化または改善の機会となりうるかどうかを考慮する必要があります。

注記の順序は、理解可能性および比較可能性を両立させるものである必要があります。変更を行う場合は通常、事実および状況に基づく変化から生じたものでなければなりません。